

事 務 連 絡
平成29年5月19日

各関係機関
特別研究員受入事務担当課等の長 殿

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

特別研究員－PD 等に係る受入環境整備状況について

平素より独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）の事業にご協力いただきまして、ありがとうございます。

標記の件について、特別研究員－PD、SPD、RPD（以下「特別研究員－PD等」という。）の受入にあたっては、別添の『採用時特別研究員受入承諾書』記載の事項について事前にご承諾頂いているところですが、平成28年度に、本会が主要な受入研究機関^{※1}に対し実施した受入環境整備状況の調査結果によると、『採用時特別研究員受入承諾書』記載の事項については、全ての事項について実施頂いていることが確認されておりますので参考にお知らせいたします。

つきましては、その外の受入研究機関において、『採用時特別研究員受入承諾書』記載の事項（例：特別研究員－PD等に対し受入研究機関における医師による健康診断の受診を認めること等^{※2}）の実施にあたり、費用負担が発生することが障害となり、未実施である場合には、本会が特別研究員－PD等に交付する科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（特別研究員奨励費）の間接経費をご活用いただき、受入環境の整備に資するようご配慮をお願いいたします。

※1 特別研究員－PD等の受入数上位11機関（受入数全体の約70%に相当）

※2 健康診断を行うことについては、特別研究員と受入研究機関との間に雇用関係がないため、受入研究機関における法律上の義務はありませんが、『採用時特別研究員受入承諾書』において、特別研究員－PD等に対する安全衛生管理が求められています。

【本件担当】

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課
研究者養成第3係

TEL: 03-3263-4998

FAX: 03-3222-1986

MAIL: yousei3@jsps.go.jp

採用年度	平成29年度
資格	SPD PD RPD DC2 DC1
領域	
受付番号	

採用時特別研究員受入承諾書

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

平成 年 月 日

研究機関長

機 関 名

職 ・ 氏 名

職印

受入研究者

所属・部局

職 ・ 氏 名

印

下記の者が当機関で研究に従事すること及び下記の者の受入研究者となることを承諾します。
また、特別研究員の受入れについて責任を持ち、次の事項について承諾します。

1. 特別研究員に「日本学術振興会特別研究員遵守事項及び諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導し、特別研究員が本会へ提出する報告書について確認すること。
2. 特別研究員の研究課題の実施に必要となる施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム・メールアカウント）等の利用について、受入環境を整備し、機関内規則等に基づき指導すること。
3. 特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき指導すること。また、**機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をすること。**
4. その他機関内規則等に定められた遵守事項について指導すること。
5. 特別研究員が研究活動に従事していない状況がある場合には、速やかに所属機関の事務担当者を通じて本会へ連絡すること。
6. 特別研究員SPD・PD・RPDから、特別研究員奨励費以外で応募可能な科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の一部研究種目への応募希望があった場合は、「科研費」の応募資格を付与すること。
7. 特別研究員に研究上の不正行為の疑義に関する事案が発生した場合は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（H26.8.26 文部科学大臣決定）に準じて、受入研究機関において、調査（予備調査、本調査）等を行うこと。

記

採用後の申請者所属部局 :
(研究科等)

登 録 名 :

研 究 課 題 :

受 入 期 間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

- (注) ① 研究機関長は、大学の場合は原則として学長です。
② 研究課題を変更することはできません（特別研究員申請時の研究課題を記載してください）。
③ 受入期間は、SPD・PD・RPD・DC1の場合は3年間、DC2の場合は2年間です。
ただし、DC1からPDへの資格変更の場合は3年間、DC2からPDへの資格変更の場合は2年間であり、PDで申請し学位未取得によりDC2に資格を変更した場合は2年間です。
④ 記載内容（受入研究機関、受入研究者（所属等変更を含む）、資格、登録名）に変更を生じた場合は、必ず各変更書類と併せ、変更内容を反映した本書類を提出してください。
⑤ 特別研究員の受入研究者は、特別研究員等審査会委員・専門委員の候補者となり、委嘱をお願いすることがありますのでご承知置きください。依頼する場合は、改めて文書でお知らせいたします。